

安心して住み続けられる京都のまちづくりへ、力をあわせましょう

「違法民泊」を「合法」とし広げる民泊新法

2017年6月11日

日本共産党京都府委員会

日本共産党京都府会議員団

日本共産党京都市会議員団

住宅やマンションの居室を有償で繰り返し提供して「宿泊サービス」をおこなう、いわゆる「民泊」が、京都をはじめ全国の観光地、大都市で急増しています。京都でも、住宅地に東京や中国のオーナーが経営する「民泊」が突然出現し、周辺住民とのトラブルが起きるなど、大きな社会問題となっています。

① その大半は、無許可の「違法民泊」です。簡易宿所などの許可を得たものでも近隣住民とのトラブルが続出し、その取り締まり、あるいは規制と対策が求められています。

② こうした中、今国会に旅館業法の一部改正及び「住宅宿泊事業法」(いわゆる民泊新法)が提案され、昨日、成立しました。これは、ほんらい旅館業法上認められていない「住宅での宿泊業」(いわゆる「民泊」)を解禁する規制緩和策ですが、まん延する「違法民泊」を、「届出」だけで「合法・適法」とするもので、今後、歴史都市・京都の住環境とまちづくり、京都観光発展への大きな障害となるものです。

③ 日本共産党は、これまでも、京都での「民泊」問題が顕在化して以降、国会、府会、京都市会の各議員が、地域住民のみならず、自治連合会やマンション管理組合、旅館関係

者のみなさんとの懇談を繰り返し返してきました。

また、党京都市会議員団発行の「民泊対応ハンドブック」を広くお届けし、進出する「民泊」業者に対し、旅館業法に基づく簡易宿所の許可取得や地域との「協定書」づくりなど「違法民泊」への指導を求め、住民のみならず力をあわせ、問題解決に力を尽くしてきました。

いま、「民泊新法」による「違法の合法・適法化」という新たな局面に立ち、この規制緩和をくい止め、必要な規制と対策を求めるものです。

こうした立場から、日本共産党の「民泊」問題に対する「見解と呼びかけ」(案)をお示しするとともに、住民の生活環境と「ミニユニティ、京都のよさを守るために引き続き全力を尽くすものです。

1、広がる「違法民泊」へ違法・脱法行為は、厳しく指導し取り締まるべき

① 旅館業法上の「許可」を取ったのは、わずか「1.8%」(全国調査)

(全国調査)

昨年10～12月、厚生労働省は「民泊に関する全国調査」を行いました。この調査では実に注目すべき結果が明らかとなりました。調査件数1万5127件のうち、半数以上の7998件(52.9%)が「所在地を特定できず」、特定できたもののうち「営業許可を受けている」のは2505件(16.5%)、残り4624件(30.6%)は「無許可営業」だったのです。

省「報告書」自体が、「違法民泊」の物件は所在さえはつきりとは掌握できない(「物件の特定すら非常に困難であった」としていること)、また、空きアパートやマンションの空き部屋が次々と「違法民泊」に変わりつつあること(「無許可物件の半数以上(54.2%)が共同住宅」、さらに「大都市圏においては、営業許可を取得している物件の割合」はたったの「1.8%である」と指摘していること)です。

大都市中心市、いわゆる東京都特別区や京都市などの政令指定都市では、許可を受けた物件は1.8%(昨年の「京都市民泊施設実態調査」では、許可を受け

目次

1. 広がる「違法民泊」～違法・脱法行為は、厳しく指導し取り締まるべき

- ①旅館業法上の「許可」を取ったのは、わずか「1.8%」(全国調査)
- ②自然環境、職住近接で育まれた京のまち～「まちに住民が住めなくなる」
- ③法を守り、地域に根ざす業者も～新法であえて「違法」を広げる必要はない
- ④安倍政権の「成長戦略」の一環～観光の持続的発展にも逆行

2. 日本共産党の国会質問で何が明らかになったか

- ①質問を受け、国が地方自治体に「旅館業法の遵守」を通知
- ②「旅館業法の基本哲学を実現していく」(塩崎厚生労働大臣が答弁)
- ③世界の流れは、「都市部への民泊進出」を抑制
- ④「違法民泊」の横行は、「観光の発展にも逆行」

3. 住民の暮らしと京都のまちを守るために～日本共産党の「緊急提案」

「住宅宿泊事業法」(民泊新法)の何が問題か

たのは7%との結果が出ている)、その他に所在地も分らない「違法民泊」がまさに急増しているのです。

② 自然景観、職住近接で育まれた京のまち

―「まちに住民が住めなくなる」

京都のまちは高さ規制を軸にした「新景観政策」に代表されるように、低層住宅を中心とした自然環境を永年にわたって育んできました。「観光民泊無法地帯京都」とまで酷評される現在の「違法民泊」の急増は、こうした京都の住環境とまちづくりの深い影響を与え、いま「京都が京都でなくなる」という事態が生まれつつあります。

例えば、清水寺や高台寺、八坂の塔、建仁寺の門前町をかかえ、京都ならではの自然景観と一体にまちを形成してきた京都市東山区では、旅館業法にもとづき京都市に届けられた「簡易宿所」が急増し、昨年だけで149件、今年1〜3月だけで42件、合計433件も登録されていますが、深刻なのは、これ以外に無数の無届け「違法民泊」、これから「民泊」に転じるだろつ空き部屋や駐車場など「管理物件」が数多く存在していることです。

私たちの調査では、地域住民から「狭隘道路に面した路地まるごと民泊になる勢い」「この行き止まりの路地は7軒中4軒が民泊」「薄い壁一枚の長屋の両隣が民泊」。このまわって寝られない」などの実態が出されました。「民泊」の急増で、まちのあり様が急速に変わりつつあるのです。住民が知らない間にとり近所が「民泊」になり、「ミニユニケーションをとることもできない、町内会が成り立たなくなる、いわば住民がそこに「住めなくなる」事態が起っています。

こうした中、東山区の六原自治連合会は、「六原まちづくり委員会」を立ち上げ、「住んでよかったまち、住み続けられるまちづくり」をスローガンに取り組みを進めておられますが、「民泊」の横行とともにレンタル着物店やアイスクリー

ーム(ジエラート) 屋などが通りに並び、たぐさんの外国人とレンタル自転車路地にあふれ、「住民がどんどん住みにくくなっていく」と嘆いておられます。まちづくり委員会との懇談では、「住民が生活する」という観点、まちづくりの視点からすると、六原の民泊はとくに限界点、飽和状態を超えている」と訴えられました。

③ 法を守り、地域に根ざす業者も

―新法であえて「違法」を広げる必要はない

一方、京都でも旅館業法を守り、きちんと許可を得てホームステイ型などの宿泊施設を営業する方々もおられます。例えば、築100年の京町家を改修されて「簡易宿所」として営業されておられる方は、「伝統工芸の体験+宿泊営業」によって工場と「離れ」、「母屋」を維持され、「ゲストを迎えることで、家が掃除される」「京町家での宿所営業は、家を守る、まちを守る、京都を守る、私にとりたいへん重要な取り組みだ」と話されています。こうしたところでは、外国人ともきちんと面談によって「ミニユニケーションがとられており、「日本のルールやマナーを話せば、それをきちんと守ってもらう」「マナーが悪いのは、日本人も外国人も関係ない」「きちんと対応すれば地域経済にも貢献できる」と言われています。

このように、現行法の範囲内で、ルールをまもって努力されておられる方が実際に存在します。また、先の「六原まちづくり委員会」では、「違法民泊」のオーナーらと話し合い、「最低限、旅館業法の簡易宿所の許可をとること」「地域行事に参加すること」を求めており、半数程度の業者がこれに応じているそうです。

このように、現行法の範囲で十分に対応可能というところは、逆に言えば、住民そっちのけで、利益のみを追求するルール無視の「違法民泊」を、「届出」だけで「合法」と認めてやる民泊新法など必

要ないということになります。

いま求められるのは、地域住民のこうした努力に国と地方自治体がしっかりと学び、違法は違法としてしっかりと指導し、地域住民、自治体、警察、消防が密接に連携をとりあって、違法業者を取り締まる態勢を急速に確立することです。

④ 安倍政権の「成長戦略」の一環

―観光の持続的発展にも逆行

今国会に提案されている「住宅宿泊事業法(民泊新法)」もふくめ、観光の「受け皿」整備を進めるといふ方針は、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けて4000万人、2030年に6000万人の訪日外国人観光客数を目標とする安倍政権の観光戦略、いわゆる「成長戦略」の一環です。

しかし、観光という営みは、人間にとって非常に大切な営みです。こうした点で、観光の出発点でもある地域のすぐれた景観や文化財を損なわない観点が重要です。交通問題も含め、ある程度の時間をかけて「受け入れる側」の秩序・システムを整備しないまま「観光バブル」を呼び込む安倍政権の政策は、「民泊」の急増など、結局、地域の人々が観光客を「迷惑だ」と感じる不幸な状況を作り出

してしまい、観光の持続的な発展にも逆行するものです。その意味で、観光入込客の数字だけを追いかける「戦略」は誤りです。実際、世界の大きな流れは都市部や観光地への「民泊」や宿泊施設の抑制、規制を強化することによって、住民が「住み続けられるまちづくり」を進める方向です。

成立した民泊新法は、昨年4月に一部規制緩和された「簡易宿所」の許可さえも受けずに営業する「違法民泊」を、新たなルールを作ってまで「合法化」しようとするもので、「民泊」営業を従来規制されてきた「住居専用地域」を含むこの地域でも、行政への「届出」だけで可能とするものです。

2、日本共産党の国会質問で何が明らかになったか

日本共産党のこくた恵二衆議院議員は、今年2月の衆議院予算委員会分科会、また5月の衆議院国土交通委員会において、京都市の「違法民泊」の実態を取り上げ、何が「民泊」問題の本質なのか、民泊新法の何が問題か、対応の基本がどこにあるのかを浮き彫りにしました。いま、この質問が住民のみならず、旅館・ホテル業を規則にそって営むみなさんから歓迎され、各方面から大きな反響を呼んでいます。

これまで京都市は、「観光インバウンドの吸収」という戦略を掲げ、小学校跡地を不動産業者に低利で貸し出すなど、安倍政権のすすめる「成長戦略」のお先棒を担いで京都の「まち壊し」をすすめてきただけに、この問題にどう対応するのかが厳しく問われています。

① 質問をうけ、国が地方自治体に「旅館業法の遵守」を通知

こくた議員は、「民泊施設実態調査」で京都市が調査した2702件のうち、旅館業法上の許可を受けている「民泊」はたった7%にすぎないことを明らかにし、「違法民泊」が住環境を壊すだけでなく、まちづくりの大問題だとして、規制強化で厳しく取り締まるべきだと追及しました。これに対し、塩崎厚労大臣は、各地に広がる「民泊」の多くは、「違法だ」ということを認め、「違法民泊に対する取り締まりの強化を行う」と答弁し、石井国交大臣も「違法だという(厚生労働大臣のお答えの通り)」と答弁しました。

また、こくた質問を受け、3月17日、厚労省、国交省、消防庁が地方自治体に対し、「旅館業法をはじめとする関係法令の遵守の徹底」を内容とする、「通知」文書を出しました。

②「旅館業法の基本哲学を実現しよう」

(塩崎厚労大臣が答弁)

また、こくた議員は、京都での「全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会」



5月31日、国土交通委員会で質問するこくた恵二衆議院議員

(全旅連)との懇談を踏まえ、旅館・ホテル業者は「たごえ1日であつても、お客の命と財産を預かるのが宿泊サービス。コストがかかっても消防法や建築基準法、衛生の規制や環境整備等の旅館業法を守って営業している」との発言を紹介し、「宿泊サービスは、観光客(ゲスト)、旅館・ホテル(ホスト)、近隣住民の三者の安心・安全が守られて初めて成り立つ。安心・安全を保障する旅館業法の厳しい基準が守られなければならない」と指摘し、厚生労働大臣の認識をたどりました。

塩崎厚生大臣は、「全旅連の青年部の要望書に幾つかの事項が書かれているわけでありませうけれども、厚労省としては、まず、都道府県知事による立ち入り権限を創設して、無許可営業に対する取り締まりを強化する、そして、無許可営業者に対する罰金の上限額を引き上げる」「また、民泊サービス提供者に対しては、清掃等の衛生管理を義務づけ、公衆衛生の確保を図るといふこともこの旅館業法の基本哲学を実現していく、そういったようなことを含めた措置を講じる」と答弁しました。

もともと、住居専用地域を含め、「届出」だけで「民泊」営業を合法化する新法制定は行つべきではありませんが、その上で、厚生大臣が「無許可営業に対する取り締まり強化」と同時に、民泊新法に「旅館業法の基本哲学を実現していく」とまで答弁せざるを得なかつたこと、また、政府が民泊新法の立法事由として、①宿泊者の安全、②近隣住民とのトラブル解消、③仲介業者への規制等をあげざるを得なかつたことは、都道府県や政令市でいくつかの条例を制定させるのかなか、今後の論戦と運動の「土台」となるものです。

③世界の流れは、「都市部への民泊進出」を抑制

いま世界の流れは、「都心部への民泊の進出には抑制的」です。例えば、世界有数の観光都市の長であるバルセロナ市

長は、「私たちが考えているのは、秩序が必要だと言つてことです。というのは、まさに都心部のように、いま住民が追い出されている地域があるからなのです。その原因は宿泊施設が雨後の竹の子のように増大しているからです。逆説的なのですが、旅行者のための居室が、住民の住居より多くなつてきているのです。この問題はもうそこに住み続けることができなくなつて、そこを離れている住民だけでなく、旅行者にとつても問題です」(2017年4月17日)として、いま都市部の宿泊施設を規制し、郊外に誘導する政策を進めています。

また、アメリカでは法律で「民泊」を禁止・抑制する州はニューヨークやカリフォルニアなど6州となつており、パリでは、居住用のアパートの2割が「ホテル化」し、人口が減少し、子どもの減少のなか学校の統廃合がすすむ事態を受け、2014年にAirbnbに宿泊税の徴収・納税を義務づける条例を策定しました。ベルリン市は「無届・営利目的で繰り返し貸し出すことは不正流用」として法律で禁止し、バンクーバー州は「ホテル事業者以外の者が自宅等を短期(1カ月未満)で貸し出すこと」を法律で禁止しています。

④「違法民泊」の横行は、「観光の発展」にも逆行「とスバリ

さらに、こゝた議員は、国会質問で「観光政策のあり方」に触れ、「住んでよし、訪れてよし」の観光理念を定めた観光立国推進基本法は『観光は将来にわたる豊かな国民生活の実現』という目的を定めている。観光政策審議会答申も『地域住民の生活の質を高める』のが観光だと指摘している。ところが、『違法民泊』によつて、住民の生活は壊され、自分たちの住むまちに対して魅力や誇りが失われている。これでは、本末転倒ではないか」とのべざるを得なかつた。

いつまでもなく、「住んでよし、訪れてよし」の京都を実現するには、何よりも住民が地域に対する愛着や誇りを持って

ること、生活に対する満足度や充実度を満たすことが基本でなければなりません。そこであつてこそ、観光客へのホスピタリティ(心からのおもてなし)も実現できるのです。

こゝた議員が国会質問で、観光政策審議会の「答申」(1995年6月2日)をひいて、「よい観光地づくりは、地域

3、住民の暮らしと京都のまちを守るために 「日本共産党の「緊急提案」

住宅地における「違法民泊」を「届出」だけで認め、規制の枠を取り除いて「適法」とする「民泊新法」は必要なく、日本共産党はその制定に対して「断じて認められない」と反対してきました。

同時に、新法の制定にあつて、塩崎厚生大臣が「旅館業法の基本哲学を実現していく」と明言したように、関連する政省令や都道府県及び政令市の独自条例において「規制を強化」することは可能であり、大変重要なことです。

こつした立場から、日本共産党は、引き続き次の諸点を強く要求し、これ以上の「まち壊し」に歯止めをかけ、住民の安心・安全が担保されるよう求め、奮闘するものです。

(1) 違法・脱法民泊が現に横行している現状に立ち、これを厳しく指導し取り締まるため、「民泊対策室」や保健所職員の抜本的増員をもとめます。そして、厚生大臣が明言した「旅館業法の基本哲学を実現していく」ことが実質的に担保されま

す。

(2) 営業日数について、新法では「180日制限」となっていますが、全旅連青年部が求めているように、条例で、「30日」などの営業日数を定め、「住居専用地域」を良好なホームステイ以外の「民泊営業を認めな

住民の生活の質を高め(る)ことで実現でき、よく保存された自然環境や文化遺産は非常に貴重な資源だ。観光はそれらの破壊者ではなく保護者となるべきだ」と提起したように、観光戦略の点からも、まちと地域を破壊する「違法・脱法民泊」は規制されなければならないことは論をまちません。

「地域」として設定するよう求めます。

また、京都市長は「民泊新法制定後も、住居専用地域内のマンションなど集合住宅の一室の民泊化は認めない」「これをふれずに実行する」(2016年8月31日)「記者会見」としていますが、こつした規制は重要です。言葉通りの実行を求めます。

(3) 「違法民泊」のまん延で、地域住民が不安になつてきている最大の問題は、外国人も含め知らない複数の人が、24時間いつでもノーチェックで自由に入り出すことです。防火・防犯上の問題に加え、感染症が持ち込まれ広がった場合や重大犯罪の温床になることも心配されています。

これを「抑止」するもつとも有効な手段は、何と言つても管理者の「常時体制」と「対面による確認」「名簿管理」です。外国人の場合、パスポートの提示と「コピーをとる」こともふくめ、対面確認と名簿管理、また、「家主不在型」の民泊もふくめた「常駐体制」、苦情処理や24時間間の相談・対応体制の確保を求めます。

(4) 「延焼可能性」や「避難困難性」が高い密集住宅地について、条例により地域を限定して指定し、営業日

数を厳しく制限します。また、オール電化、排煙設備や防火素材、消火器設置などの防火措置、住宅の耐震補強などについて、独自の基準をつくるよう求めます。

(5) 条例により、地域住民への事前説明の実施、町内会、自治会と事業者、そして管理者の三者による「協定(書)」締結を義務づけるよう求めます。

京都では、これまで三山に囲まれた京都盆地に、自然景観と調和した低層の住宅地が形成され、職住近接の「まち」が長年にわたつて形成されてきました。

「住民が住みやすいまち」「住んでよかつたと言えるまち」を、京町衆が愛着と誇りを持ち、営々と形づくってきたのです。いま、この京のまちが、「違法民泊」の進出とこれを「合法」とする民泊新法制定により、歴史的な危機に直面して

います。

京町衆と力をあわせ、京都のまちづくり、まちと調和した地場・伝統産業の発展、京の文化を支えてきた政党として、日本共産党は、引き続き住民のみなさんと力をあわせ、「京都のよさ」「住みやすさ」を守り、そのことがより京都の魅力を実際立たせ、京都観光のいっその発展につながるよう、全力を尽くして奮闘するものです。

あわせて、本「見解と呼びかけ」(案)に対し、みなさんの積極的なご意見をお寄せいただくことを切に希望いたします。



「住宅宿泊事業法」(民泊新法)の何が問題か

①「目的は、新たな不動産対策」

「民泊新法」の真の目的は何か。もともと政府は、「外国人旅行者の急増に伴い、都市部ではホテル不足が深刻化しているため、民泊を認め、宿泊施設を増やす」ことが法案の目的であるとしてきましたが、実際には「ホテル不足を補う当初の目的を離れ、新たな不動産対策にしたいという側面が見えてきた」(2017年4月23日)と「産経新聞」の「社説」が書いたように、空き家、空きマンション・アパートに目をつけた賃貸・不動産業界や中国資本、富裕層の投機対象として、大幅な規制緩和を行うことに問題の本質があります。

そもそも、「宿泊料」を受け「業」として人を宿泊させるには旅館業法上の厳格な許可が必要で、事業者は宿泊者の安全・安心を守るために建築基準や消防設備、衛生基準などを満たさなければ営業許可は受けられません。しかし、今回の民泊新法は、こうした旅館業法上の基準を満たさない住宅での宿泊営業を可能とするものです。

また、民泊新法では、Airbnb(エアビー)などの仲介業者も「登録」制にしようとしています。これも、そもそも、厚労省は「民泊は宿泊サービスであり、旅館業法にあたる」として、「民泊」を仲介する仲介業者は、旅行業法の「旅行業」にあたり、「旅行業法に登録しなければ違反となる」としてきたものを、エアビーが指導に従わず「自分たちが扱っているのは宿泊サービスではなく、交流目的で旅行者と現地の友だちをマッチングするサービスをしているだけだ」と言い逃れし続け、政府はこうした違法行為を野放しにしてきたのです。もともと「税逃れ」のために日本に事務所を置かないエアビーなどの海外の仲介業者を「登録」制にしたところで、違法行為を行った場合に実効ある管理・監督が行われるのか、まったく疑問です。

すでに旅館業法上の「簡易宿所」は大幅に規制緩和されており、「違法民泊」対策は新たな立法によらず、現行の旅館業法の範囲内で行い、この基準に合致しないものは「違法」として取り締まるべきで、一部の不動産業者らの利益のために、違法・無法を際限なく広げる「民泊新法」を新たに制定する必要はなかったのです。

②現行法さえ守らない「悪質な業者」への対策こそ

昨年春の政令等改正により、旅館業法の「簡易宿所」は面積基準などの規制緩和が行われ、「局長通知」によって帳場設置義務が「不要」とされました。しかし、京都市ではすでに「帳場設置」を義務づける条例を整理しており、この時点でも「国基準」より厳しい対応を続けてきました。

このため、国では京都市の取り組みを「モデルケース」としていますが、その京都市においても、もともと各行政区に合計で90人配置されていた職員(民泊対応を含む保健衛生職員)が、「医療衛生センター」にまとめられ18名しか配置されていません。そのため、住民の苦情対応にもまったく手が回らず、住民が相談の電話を入れると「その件には対応しかねます」等の対応がされています。

こうした困難に拍車をかけている原因は、法や条例の網の目を「悪意」を持ってすり抜けようとする悪質な業者の存在です。実際に京都市では、簡易宿所の許可を得る段階で「帳場」が開設されていることを市が「確認」しても、営業が始まってしまえば「帳場が下駄箱に変わり、キーボックスで自由に外国人が入り出している」「もともと帳場は段ボールで作られており、すぐになくなった」「狭いゲストハウスに10数名の外国人が泊まっている」などの実態が数多く報告されています。ほんらい「帳場を置く」ということは、「そこに人がいる」ということを前提にしており、京都市も議会でそう答弁しています。しかし、現実には業者が「法の抜け道」をくぐり抜け、あとで脱法行為をすること前提に、いわば形だけ整えて許可を申請し、実際には違法営業を行う事例が数多くあります。

モデルケースとされる京都市でさえこうした悪意を持った業者には手を焼いています。「違法」は「違法」として取り締まるという立場にしっかりと立たない限り、問題はまったく解決しないのです。こうした悪質な業者に対応するための法権限の強化や条例上の規制こそ求められる

というのが、現在の中心的問題です。

③「民泊新法」によって何が変わるのか。「違法民泊」はなくなるのか

では、今回成立予定の「民泊新法」によって、現行の規制から何が変わる(緩和される)のでしょうか。また、そのことによって、「違法民泊」はなくなるのでしょうか。

政府は、「違法民泊」が横行する事態を逆手にとって、「だから、これまで『アンダーテーブル』にあった違法民泊を届出させることで、表に出し法の規制をかけ、宿泊者の安全、近隣住民とのトラブル解消等を行う」、これが「民泊新法」の立法事由であると説明しました。

しかし、この論拠は、5月31日の衆院国土交通委員会での日本共産党のこくた恵二衆議院議員の論戦を通じて破たんし、政府は結局、「新法を作ればこの立法事由が本当に実現できるのか」という肝心な点をまともに説明することさえできませんでした。

■最大の問題は、これまで「許可制」であったものを「届出」だけで「よし」とする点です。

日本中小ホテル旅館協同組合は、「この民泊新法は、管理者が国土交通省に届け出し、施設の持ち主が地元自治体に届けるだけで、施設に管理者不在のまま、全国どこでも民泊営業ができるという、国民の安心安全な生活を根底から覆すとんでもない法律です」と批判されていますが、国土交通大臣は「なぜ届出だけでよしとするのか」との根本的な問いには答えられませんでした。

また、民泊新法にいう「届出」とは、「インターネットで簡単にを行う」もので、「台所」「浴室」「便所」「洗面設備」など設備要件は「手書きの図面を添付すればよい」ということで、実際には現場確認さえしないことも明らかになりました。

■防火対策についても、ホテルや旅館業の努力と同等の「イコールフットィング」を求めた質問に対し、「火事が起こってから」の対策、すなわち「非常用照明器具の設置」「避難経路の表示」についてしか回答できず、結局、もっとも大切な「防火対策」についての規制は極めて不十分であることがハッキリしました。

この点も、「旅館業法での営業許可申請では絶対必要となる、建築確認検査済書、消防法適合通知書、365日24時間常駐の管理者、この人の生命にかかわる最重要な営業許可条件がすべて削除されています」(日本中小ホテル旅館協同組合)との主張は当を得たものです。

■「家主不在型」の民泊では特に重要な問題である、「フロント設置」と24時間常駐、対面によるチェックイン、チェックアウトの管理についてです。

これについては、5月30日の国土交通委員会において、永山久徳参考人(旅館経営者)が「民泊の解禁によって、我々のこれまでの努力が無になることを恐れている。犯罪を計画するものは、ホテルでなく民泊を利用しようとすることは明らか」「昨年のパリ、先日のロンドンでのテロも、犯人グループが他人名義で民泊を予約し、潜伏していたという報道もある」「対面しなければ、実際に本人が宿泊するかどうかを確かめることはできない。しかも、利用する人が利用人数を偽って大勢で宿泊することがあったり、そういったものまでチェックすることは不可能」と指摘されましたが、政府答弁はこの懸念について「一般論」を繰り返すばかりでした。

■さらに、「家主居住型」の民泊はごく一部で、大多数は国内外の企業や投資家が民泊用に空き家マンションを購入し、それを運用する「家主不在型」民泊、いわゆる「投資型の民泊」です。これら大手建設会社や賃貸・不動産業者などがもくろむ、住居専用地域における民泊利用を前提とした共同所有の「民泊マンション」や「低コストホテル」の建設、進出をどう食い止めるのかも今後の大きな課題です。